

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

～保険料軽減の見直しについて～

■均等割2割・5割軽減の範囲が改正となります

(国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者のどちらも該当)

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり改正となります。

【平成28年度】

【平成29年度～】

所得が次の金額以下の世帯			軽減割合
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)		33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)		33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■所得割の軽減割合が改正となります (後期高齢者医療保険加入者のみ該当)

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり改正となります。 【平成28年度】 【平成29年度～】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減  2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が改正となります

(後期高齢者医療保険加入者のみ該当)

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が次のとおり改正となります。

【平成28年度】

【平成29年度～】

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減  7割軽減

▶所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階 電話 011-290-5601	町民課 戸籍医療年金係 電話 2-2453
--	--------------------------

長万部町公共施設等総合管理計画を策定しました

本町では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、町民と行政が施設に関する課題を共有し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、「長万部町公共施設等総合管理計画」を策定しましたので、次のとおり公表します。

- ▶計画概要
 - ・本町の現状と課題の把握
 - ・計画の基本理念、計画期間、数値目標の設定
 - ・施設管理に関する基本的な考え方の決定
 - ・施設の基本的な今後の方針の決定
- ▶閲覧方法 町ホームページまたは役場総務課財政係で閲覧できます。
- ▶お問い合わせ先 総務課財政係 (☎2-2451)

(有料広告)

家庭教師します

基礎の取り直しでも、難問でも、子どもたちの「わからない」に応えます。
わかるところまで戻ります。わかるまで教えます。1対1だからそれができます。

- 科 目：中学生の英・数・入試対策、高校生の数学、全道レベルの中学生用模擬試験の実施も可能です。
- 料 金：中学生＝1時間当たり2,000円 高校生＝1時間当たり2,500円
- 連絡先：☎01377-2-5356 ■携 帯：090-1302-4288 長谷川